**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県川口市赤井一丁目一二番、最後の住所埼玉県川口市桜町三丁目九番一一号
被相続人　亡　谷口　彰孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三六見留ビル五階Ａ　小泉・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　克志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区谷中三丁目九番、最後の住所東京都足立区谷中三丁目九番一六―三〇八号
被相続人　亡　野村　廣司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区東四つ木一丁目一二二番地、最後の住所東京都江東区新砂三丁目三番一七―六一五号　被相続人　亡　丸山　邦利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県三浦市原町一六番、最後の住所神奈川県三浦市原町一六番四七号
被相続人　亡　大岩　輝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二
相続財産管理人　弁護士　河野　康裕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福井市順化一丁目二一四番地、最後の住所福井市照手一丁目五番二一号
被相続人　亡　松原　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
福井市順化一丁目二四―三八　サウスコート福井四階Ｃ　桑野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　桑野　陽壮

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県松本市旭二丁目一四六一番地、最後の住所長野県東筑摩郡明科町大字東川手一三三五七番地（現在の表記長野県安曇野市明科東川手一三三五七番地）
被相続人　亡　宮島　徳介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
事務所長野県松本市丸の内八番三号丸の内ビル竹内永浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県郡上市白鳥町白鳥一九六番地、最後の住所岐阜県郡上市白鳥町白鳥一九六番地一の二
被相続人　亡　清水喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
岐阜県郡上市白鳥町白鳥四四番地三
相続財産管理人　司法書士　野々村茂樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県松阪市嬉野薬王寺町七二三番地、最後の住所三重県松阪市嬉野薬王寺町九一四番地一　被相続人　亡　丸山　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
三重県津市丸之内三四番五号　津中央ビル三階
相続財産管理人　弁護士　片山　眞洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍高知県高知市はりまや町三丁目七一番地一、最後の住所高知県高知市はりまや町三丁目四番三号　被相続人　亡　矢野佐知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
高知市薊野北町二丁目一番三一号―一〇一号　相続財産管理人　清水　敏博

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県大村市松原三丁目一三六番地、最後の住所長崎県大村市中里町二四一番地二
被相続人　亡　前田　和利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日
長崎県大村市池田二丁目一一一番地三〇
相続財産管理人　前田　洋之

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年二月十六日
一、墳墓等所在地　茨城県東茨城郡城里町石塚一二二五番地
一、墳墓等の名称　霊源寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳　毎座家累代之墓　森田家累代之墓
一、改葬を行おうとする者　茨城県東茨城郡城里町石塚一二二五番地　曹洞宗霊源寺　代表役員　門井　英隆

**無縁墳墓等改葬公告**

寶勝寺墓地整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年二月十六日
一、墳墓等所在地　横浜市磯子区氷取沢町一二六番地
一、墳墓等の名称　宗教法人寶勝寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　一名
一、改葬を行おうとする者　横浜市磯子区氷取沢町一二六番地　宗教法人寶勝寺　代表役員　古河　義春

**債権申出の公告（第三回）**

当規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十一月十六日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日
石川県小松市額見町ら七四―一
白山テック株式会社確定給付企業年金
清算人　堀川　衛